

助成区分		企業立地奨励事業			成長産業立地奨励事業		従業員転入促進奨励事業		従業員転入応援奨励事業		本社機能施設等移転奨励事業					
		立山町単独		県助成金併用（県要綱基準）	県助成金併用（県要綱基準）	立山町単独		立山町単独		立山町単独		県助成金併用（県要綱基準）				
助成対象者		工場等の設置者（新設・増設）					工場等（新設・増設）、 本社機能施設等の設置者		工場等の新設・増設又は 本社機能施設等の移転に伴い 町に転入した雇用従業員		町外から本社機能施設等を 移転する者		県外から本社機能施設等を 移転する者			
対象経費		工場等を設置するための用地、建物及び償却資産等の取得に要する経費					雇用促進等に要する経費					本社機能施設等を移転するための用地、建物及び償却資産等の取得に要する経費 ※本社機能施設等とともに工場等を設置する場合、その工場等を設置するための用地、建物及び償却資産等の取得に要する経費も含む（製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業のみ）		本社機能施設等を移転するために要する下記の経費 (1)用地、建物及び償却資産等の取得に要する経費 (2)事業所移転費 (3)移転従業員及びその同居家族の転居費 (4)移転従業員が居住する社員寮の設置費		
対象業種		製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、その他					工場等：製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、 情報提供サービス業、デザイン業、その他 本社機能施設等：全業種 （①調査及び企画部門、②情報処理部門、③研究開発部門、④国際事業部門、⑤情報サービス事業部門、⑥商業事業部門、⑦サービス事業部門、⑧その他管理業務部門のいずれかの部門の業務）					全業種（①調査及び企画部門、②情報処理部門、③研究開発部門、④国際事業部門、⑤情報サービス事業部門、⑥商業事業部門、⑦サービス事業部門、⑧その他管理業務部門のいずれかの部門の業務）				
交付要件	土地取得面積	〔新設〕3,000㎡以上 〔増設〕なし		なし	6 額左 0 5 記特 人 0 を認 む 上 た し、 ま か た つ は 投 新 下 規 固 雇 定 用 資 産	・企業立地奨励事業（県助成金併用）の交付があること ・成長産業分野等の事業であって町長が特に必要と認めるもの ・地域経済牽引事業計画の承認及び先進性の確認を受けたもの		〔新設〕3,000㎡以上 〔増設〕なし 〔本社機能施設等〕県内から：3,000㎡以上 県外から：なし			3,000㎡以上		なし	ル「ハ え 特 の 認 ば し 定 し を 受 ま け た は い「ユ 場 ー 合 ス エー		
	操業・業務開始	〔新設〕用地取得後3年以内 〔増設〕工事着手1年以内		〔新設〕用地取得後3年以内 〔増設〕工事着手1年以内				〔新設〕用地取得後3年以内 〔増設〕工事着手1年以内 〔本社機能施設等〕県内から：用地取得後3年以内 県外から：用地若しくは建物の取得又は賃借後3年以内			用地取得後3年以内		用地若しくは建物の取得又は賃借後3年以内			
	投下固定資産額	製造業：1億円以上 非製造業：5千万円以上		製造業：5億円以上 非製造業：5千万円以上		30億円以上		〔新設・増設〕製造業：1億円以上 非製造業：5千万円以上 〔本社機能施設等〕県内から：1億円以上 県外から：5千万円以上			1億円以上		5千万円以上			
	新規雇用者	製造業：5人以上 非製造業：3人以上 （町内に住所を有する者）		10人以上 （デザイン業は5人以上）		5人以上 （企業立地奨励事業（県助成金併用）の要件を10人→5人へ緩和）		操業開始前1年以内※または操業開始後10年以内に町内に転入した場合（ただし、操業・業務開始日または転入日の属する翌年1月1日を超えて町内に住み続けること） ※工場等の設置者が設備投資計画書、雇用計画書を提出し、承認を得た場合は、最長で操業開始前2年以内の転入も対象とする			5人以上 （町内に住所を有する者）		5人以上 （中小企業者は1人以上）			
助成額		対象経費×5%		製造業：対象経費×10%（既立地：5%） 非製造業：対象経費×5%		対象経費×5%		転入した従業員数×10万円		20万円 （1人1回限り）		対象経費×5%		(1)、(4)対象経費×10%（特認+5%） (2)、(3)対象経費×50%（特認+5%）		
助成限度額		製造業：1億円 非製造業：5千万円		【初立地】 製造業：2億円（特認：5億円） 非製造業：1億円（特認：2.5億円） 【既立地】 製造業：1億円（特認：2.5億円） 非製造業：1億円（特認：2.5億円）		初立地：県内に工場等を初めて建てる場合 既立地：県内に工場等が既にある場合		なし		なし		2億円		5億円		

助成区分	物流業務施設立地助成金（県助成金併用（県要綱基準））		助成区分	工場環境整備事業（立山町単独、県助成金併用（県要綱基準））		ISO認証取得事業（立山町単独）	※令和8年9月30日までに事前協議書等を提出し、令和9年3月31日までに着工する事業については、経過措置として令和7年度以前の制度を適用可 ※企業立地奨励事業、本社機能施設等移転奨励事業、工場環境整備事業はそれぞれ併用不可 ※本社機能施設等移転奨励事業のうち県助成金併用の場合は、従業員転入促進奨励事業との併用不可
助成対象者	物流業務施設の設置者（新設・増設）		助成対象者	工場等の設置者（新設・増設）		町内に工場等を有する中小企業者	
対象経費	物流業務施設を設置するための用地、建物及び償却資産等の取得に要する経費		対象経費	・廃棄物処理施設、排水路等の環境保全施設（公害防止施設を除く） ・緑地、ため池等の環境施設 ・消融雪施設、除雪機械等地域の特殊性に対応するための施設、設備及び機械		環境ISO14001の認証取得に要した事務経費	
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業						
交付要件	投下固定資産額	5億円以上					
	新規雇用者	10人以上					
	立地要件	社会資本等（高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地及び工業団地をいう。）又は卸売市場の周辺5kmの区域内で行う新規立地又は増設であること。		対象業種	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、その他		
		施設要件	物資の仕分及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有すること。		交付要件	・新規立地又は大規模投資であること ・工場等の敷地内に緑地等の環境整備がなされていること ・公害の発生の防止について、適正な措置がなされていること ・地域の振興上適当と認められること	
			助成額	それぞれ次により算出した額のうち、最も低い範囲とする。 ①助成事業に要する経費×1/2 ②工場等の設置者が行う施設等の整備に要する経費×1/3 ③新規雇用者数×10万円		環境ISO14001の認証取得に要した事務経費	
助成額	対象経費×5%		助成限度額	300万円 （ただし、富山県企業立地助成金交付要綱の基準に該当している場合は6千万円）		30万円（1企業1回限り）	
助成限度額	1億円						

お問い合わせ先
〒930-0292
富山県中新川郡立山町前沢2440
立山町 商工観光課 企業立地係
TEL: 076-462-9970
FAX: 076-463-6611
<https://www.town.tateyama.toyama.jp/>